

# **滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会報告**

**～障害のある人が安心して造形活動を行うために～**

**平成24年3月**

**滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会**

## 目 次

1 はじめに	1
2 障害福祉サービス事業所における現状と課題～調査結果から～	2
(1) 現状	2
①県内における造形活動の実施状況に関する調査	2
②著作権等の帰属や作者への対価の支払い等に関する調査	3
(2) 課題	4
3 基本的な考え方	5
4 著作権等を守るための方策	5
(1) 個人に対する支援	5
(2) 障害福祉サービス事業所に対する支援	5
(3) 県の役割	6
5 具体的な取組	6
(1) 障害のある人の造形活動を支援する拠点の設置	6
(2) 障害福祉サービス事業所向け指針の策定	7
6 おわりに	8
(資料)	
別添 1 障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針案～著作権等保護ガイドライン～	1
別添 2 造形活動の実施状況に関する調査結果	24
別添 3 滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会設置要綱 委員名簿	30
別添 4 研究会開催経過	33

## 1 はじめに

- 滋賀県では戦後間もなく設立された近江学園で障害のある人の自由な造形活動（※1）がはじまり、人格形成に大きな役割を果たすとして他の福祉施設に広がった。  
近年では、障害のある人が自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した作った作品に、芸術的な価値が見いだされ、「アール・ブリュット」（※2）として評価が高まるとともに、福祉と芸術をつなぐ活動が、障害のあるなしに関わらず、お互いの存在が尊重される社会の実現に寄与するものとして、社会的な意義が生まれている。
- 作品に対する評価の高まりは、作者（※3）や支え手である家族、障害福祉サービス事業所（※4）に大きな喜びや励みをもたらす一方で、画廊、美術館等から販売や使用を求める声が寄せられており、造形活動を行う事業所にとってこれらへの対応は避けられないものになっている。
- そもそも、造形活動で制作される作品は著作権法に定める著作物にあたる。著作物を出版、使用、販売等するためには、その作品の著作権および所有権（以下「著作権等」という。）をもつ人に（場合によっては著作権等に対する対価を支払った上で）承諾を得なければならないものである。
- 作者が著作権等を行使できなかったり、著作権等を侵害されてしまったり、あるいは「作家」（※5）としての可能性を潰されてしまうことにならないよう、作者も障害福祉サービス事業所も、あらかじめ必要な知識を持ち、対策を講じておくことが必要になっている。（著作権の説明は別添資料1の4頁参考）
- 本研究会では、障害のある人が作者として作品の著作権等が保護され、安心して造形活動に取り組むことができる環境を実現するために、本県の障害福祉サービス事業所における造形活動を対象に、現状や課題を整理し、著作権等の保護や作者を支援する仕組み、事業所がなすべき対応について検討を行い、今般、報告として取りまとめた。

---

※1) 造形活動：障害福祉サービス事業所で行われている障害のある人が思想または感情を創作的に表現した陶芸、絵画、織物、木工、版画、彫刻、ガラス工芸、金工、紙工芸、写真、その他著作物性の認められる作品を造りあげる活動

※2) アール・ブリュット (art brut) : 美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した芸術。日本語では「生(ナマ)の芸術、生(キ)の美術」。障害のある人が作者に多いことから、「障害者アート」と解釈されることも多いが、同じ意味ではない。

※3) 作者：この報告書では、造形活動で作品を創作している障害のある人

※4) 障害福祉サービス事業所：障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センターおよび障害児入所施設（児童福祉法を含む。）

※5) 作家：アール・ブリュットの創作者としての作者を表す呼称

## 2. 障害福祉サービス事業所における現状と課題～調査結果から～

### (1) 現状

#### ① 県内における造形活動の実施状況に関する調査

県内の障害福祉サービス事業所における造形活動の実施状況等を把握するため、平成23年8月に書面調査を行った。（※199事業所中回答数145（回収率73%））

調査結果は別添資料2（24頁）のとおり。

- 造形活動を行っている事業所は61（生産活動（※6）10、生産活動以外の活動（職業指導（※7）、余暇活動等（※8）46、両方の活動5）で全体の42%を占める。

#### ◇生産活動

- ・事業所数は15（23%）、活動内容は陶芸10、絵画7、織物5など延べ36種類
- ・活動頻度は週1日以上の事業所が11（73%）、週1未満が4（27%）

#### ◇生産活動以外の活動（職業指導、余暇活動等）

- ・事業所数は51（77%）、活動内容は絵画42、陶芸31、織物12など延べ115種類
- ・活動頻度は週1日以上の事業所が28（55%）、週1未満が23（45%）

- 61事業所における造形活動の利用者数884名、支援する職員数は230名（内、美術を学んだ経験がない職員は197名で全体の86%）である。
- 原材料費の負担については、事業活動の内容に関わらず、事業所が負担している割合が70%台である。
- 作品の販売収益等に対する利用者への対価の支払いについて、生産活動では、「個別支給する」が47%で一番多く、「均等支給する」が35%の順である。生産活動以外の活動（職業指導、余暇活動等）では、「その他（主に販売していない、利益がない等）」が41%で最も多く、「均等配分する」が27%、「支給しない」が17%、「個別支給する」が15%の順である。
- 作品の保管（廃棄）について、「事業所に全て保管」が22%、「販売している」「利用者に渡している」が各19%、「一部作品のみ保管」16%の順である。作品の取り扱いについて統一的な基準がなく、それぞれの事業所において対応が異なっている。

※6) 生産活動：障害者自立支援法に定める生活介護、就労継続支援、就労移行支援の各障害福祉サービス事業所で行われる生産活動

※7) 職業指導：障害児入所施設で行われている職業指導

※8) 余暇活動等：障害福祉サービス事業所で行われている生産活動、職業指導以外の創作活動

- 造形活動で行う上で「困っていることがある」と回答した事業所は74%。困っている内容については、生産活動では「著作権」「二次利用」「作品の保管」「支援・相談方法」が各17%である。余暇活動等では「作品の保管」が27%と一番多く、「支援・相談方法」が25%の順である。
- 造形活動で行う上で「困っていることがある」と回答した事業所のうち、56%が「相談や情報交換ができる場」の設置を望んでいる。
- 「著作権を意識している」と回答した事業所は41%、内「相手方と契約書を交わす・交わすこともある」と回答した事業所は40%である。

## ② 著作権等の帰属や作者への対価の支払い等に関する調査

作品の著作権等の帰属や作者への対価の支払い等の状況を把握するため、海外展覧会等に出展経験のある7箇所の障害福祉サービス事業所（生産活動として造形活動を行っている事業所4、職業指導として造形活動を行っている事業所1、余暇活動等として造形活動を行っている事業所2）を対象に、平成23年9月に直接聞き取り調査を行った。

- 作品の所有権については、生産活動や職業指導では事業所の帰属としているケース（モデル①、モデル③）と、余暇活動等では作者の帰属としているケース（モデル⑥）に分かれている。

生産活動では事業所の帰属とする主な理由として、販売を目的とする事業所活動で作品が制作されていること、原材料や光熱水費等の負担、専門的指導の提供、出展手続きなど事業所等が様々な前提条件を整えていること等があげられる。

職業指導では事業所の帰属とする主な理由として、目的が訓練であること、事業所等が原材料や光熱水費等の経費を負担していること等があげられる。

余暇活動等では作者の帰属とする主な理由として、個人の自主的・自発的な活動であること等があげられる。

### [所有権の帰属モデル]

活動類型 \ 帰属先	障害福祉サービス事業所	作者
生産活動	①（4事業所）	②
職業指導	③（1事業所）	④
余暇活動等	⑤	⑥（2事業所）

※今回の調査では②、④、⑤のケースはなし。

- 作品の出展、使用、販売等を行うにあたり、契約書等により作品の著作権等の帰属を明確にしている事業所は少ない。

著作権が作者に帰属することを前提に、口頭で作者または家族の承諾を得ている事業所が多い。また、所有権については、作者または家族の承諾なく、事業所に帰属することと

している事業所がある。

- 作品の出展、使用、販売等により生じた収益に対する作者への対価の支払い状況では、生産活動を行う事業所では、著作権等を十分に考慮した作者への支払いを行っているとしているケース（モデルb）と支払いを行っていないとしているケース（モデルa）がある。支払いを行っていない主な理由として、工賃（※9）支給基準の指標として、活動への所属や作業従事日数など活動への参加を重視していること、他の生産活動従事者との均衡を考慮する必要があること等があげられる。

職業指導では、作者への支払いを行っていないとしているケース（モデルc）がある。主な理由として、事業所の設置目的から作者に対する対価の支払いが想定されていないこと等があげられる。

余暇活動等では、作者が直接収益を受領しているケース（モデルg）がある。その内、出展、使用、販売等を障害福祉サービス事業所の業務から切り離し、事業所がボランティア的に版権管理（※10）的な業務を担っているケースもある。

#### [作品の著作権等に対する作者への対価の支払いモデル]

活動類型＼支払方法	工賃等に反映無	工賃等に反映有、別に支給	作者が直接受領
生産活動	a（1事業所）	b（3事業所）	—
職業指導	c（1事業所）	d	e
余暇活動等	—	f	g（2事業所）

※ 今回の調査では、d、e、fのケースはなし。

- 事業所からは、「マニュアルや契約書の様式がほしい」「利用者から作品の引渡しを求められて困ったことがある」「海外展覧会への出展手続きなどがわからない」「売り上げの本人への支払割合の設定が難しい」といった声などが寄せられている。

#### (2) 課題

以上の調査結果を踏まえ、障害福祉サービス事業所において、以下の課題が挙げられる。

- 著作権等を意識している事業所が少ない中で、販売や保管（廃棄）が行われている。また、著作権等を十分に考慮した作者への対価の支払いを行っていない事業所がある。
- 造形活動で行う上で、多くの事業所が課題を抱えており、半数以上が相談や情報交換ができる場の設置を望んでいるが、そのような相談や情報交換できる場がない。
- 作者が意思表示を十分できないことや、作者やその家族は事業所に対して著作権等を主張しにくい弱い立場である場合が多いことなどから、権利擁護が必要になっている。

※9) 工賃：障害者自立支援法に定める、生産活動の収入から経費を控除した後利用者に分配される金額

※10) 版権管理：著作権に関する監修業務、窓口業務、顧客開拓・誘引業務等

### 3. 基本的な考え方

- 障害福祉サービス事業所において造形活動を行っている利用者を、著作物の「作者」として捉えなおし、事業所の支援の中で作品の著作権等を保護する。
- 作品の著作権等はその作者である障害のある人の権利であることを明確にし、権利擁護も含めて支援する。
- 造形活動における作品の著作権等関係の明確化や著作権等行使のルール化を促すことで、障害のある人の日中活動の充実につなげる。

### 4. 著作権等を守るための方策

以上を踏まえ、造形活動を行う作者や障害福祉サービス事業所等に対して、以下のような支援が必要と考えられる。

取組を進めるにあたっては、既に画廊、美術館等から販売や使用の申込みが来ている作品の著作権等の保護に最優先で取り組む必要がある。

#### (1) 個人に対する支援

- 作者、後見人、家族等が適切に著作権等を行使できるよう、作者の判断能力、作品の評価、障害福祉サービス事業所での支援の状況など一人ひとりの実情に応じてきめ細かく対応を支援する、専門的な相談支援が必要である。
- 作者の判断能力が十分でない場合は、作者に不利な条件による契約など権利侵害が生じないよう、市町、相談支援事業所、社会福祉協議会、権利擁護センター等と連携し、成年後見制度の活用に向けた支援が必要である。

#### (2) 障害福祉サービス事業所等に対する支援

- 著作権等を守るためにには、障害福祉サービス事業所と作者の間で著作権等の行使に係る契約を交わすことが最も有効である。事業所と作者、後見人、家族等に対して、著作権等に関する基礎知識や契約の必要性について啓発する取組が必要である。
- 作者の身近な支援者である障害福祉サービス事業所職員には、著作権等の基礎知識が求められることから、研修等の機会を提供することが必要である。
- 障害福祉サービス事業所に対し、作品の出展、使用、販売等を行う場合の契約、工賃等による作者への対価の支払い方法を決定するにあたっての拠り所となる情報を提供するこ

とが必要である。

- 作品の価値を見いだすため、展示機会についての情報提供、作品に関する情報の収集・提供等が必要である。

### (3) 県の役割

- 県は、次の考え方から積極的な役割を担う必要がある。
  - ◇ 障害のある人の造形活動のすそ野を広げ日中活動の充実につなげる上で、権利擁護の観点から、作品の著作権等の保護にかかる専門的、広域的な支援が必要である。
  - ◇ 作品の著作権等の保護は、県が「美の滋賀」(※11) の発信としてアール・プリュットの魅力を県民に広め定着させる取組の前提となるものであり、一体的に取り組む必要がある。
  - ◇ 作品と作者、それを生み出し支える土壌は、県民共有の財産である。
  - ◇ 利用者的人権擁護をはじめとした障害福祉サービス事業所の運営に対する指導監督権限を有している。
- こうしたことから、県は、障害のある人の造形活動を支援する拠点の設置運営に要する経費に対する助成、作品の著作権等の保護のための障害福祉サービス事業所向け指針の作成、周知に取り組む必要がある。
- 県の関与のあり方は、次の考え方から間接的であることが望ましい。
  - ◇ 著作権に代表される作品に係る諸権利は私法上の権利であり、障害福祉サービス事業所と作者との関係は、私人間の問題である。
  - ◇ 作品が障害福祉サービス事業所の自由な活動の中から生まれてきたことを踏まえ、現場が萎縮する様子がないようにする必要がある。

## 5. 具体的な取組

### (1) 障害のある人の造形活動を支援する拠点の設置

- 作者、後見人、家族等の一人ひとりの実情や障害福祉サービス事業所の現状に応じた相談支援を行うためには、福祉、著作権等、芸術の分野など専門性が必要になることから、専門の支援拠点（障害者造形活動支援センター（仮称））を置き、アクセスしやすい相談窓口を設けることが必要である。

---

※11) 「美の滋賀」：滋賀の「地と知の力」を生み出した「美の滋賀」を発信することにより滋賀の魅力をより一層高め、県民の誇りを育てることを目的とした滋賀県の取組

- 拠点の事業内容は以下のとおりである。
  - ①作者、後見人、家族等に対する相談支援

作品の著作権等、出展、使用、販売等にあたっての契約方法、作者と障害福祉サービス事業所との著作権等帰属の考え方、作品の発表の場に関する情報提供
  - ②障害福祉サービス事業所に対する情報提供、助言

作品に関する作者との契約（契約内容、契約方法）、貸与や出展手続き、作品の保管・取扱いに関する技術的助言、作品の発表の場に関する情報提供、造形活動の立ち上げ、内容充実に資する情報提供
  - ③普及啓発・発信

障害福祉サービス事業所職員等を対象とした作者の著作権等に関する説明会や研修の開催
  - ④連絡調整

外部からの出展依頼に関する連絡調整
- 体制と運営は以下のとおりである。
  - ◇ 拠点には専任の相談支援担当職員を置くとともに、芸術や法律に関する専門的な相談に対応できるよう、学芸員、弁護士等の専門家をアドバイザーとして配置する必要がある。
  - ◇ 業務の専門性と著作権等の保護・権利擁護という公益性にかんがみ、実績のある県内の民間団体が行政の支援を受けながら運営することが適切と考えられる。

## (2) 障害福祉サービス事業所向け指針の策定

- 造形活動が多くの障害福祉サービス事業所で取り組まれていることから、作者、後見人、家族、障害福祉サービス事業所が造形活動における著作権等の認識を高め、県内全体に著作権等の保護の機運が醸成されるよう、指針（ガイドライン）を示すことが必要である。
- 指針は、県内の障害福祉サービス事業所を対象とし、著作権等の基本的な知識のほか、造形活動の現場で実際に活用できる実用的な内容を盛り込む必要がある。
- 本研究会として、「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針案～著作権等保護ガイドライン～（別添資料1）」を提案する。
- 指針策定後は、障害福祉サービス事業所の現場で活用されるよう、県や障害者造形活動支援センター（仮称）による説明会等により周知する。
- 指針の見直しについては、現場の実態に応じた内容の改定や精神科病院等への適用など、継続的に取り組む必要がある。

## 6. おわりに

本研究会では5回の検討を経て、以上のとおり最終報告をまとめた。

平成23年8月に障害者基本法が改正され、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という理念が明示された。また、障害者が文化芸術活動の担い手であることや活動への支援も明記された。

造形活動で生み出される多様な作品から、障害のある人が持つ価値の多様性や豊かさを学ぶことは、社会をより良い方向に導き、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会の実現につながる可能性を持っている。

障害のある人の可能性を支援する造形活動が一層推進されるために、安心して造形活動に取り組むことができる環境づくりに向け、この報告書（特に指針）が活用されることを切に願うものである。

**別添 1**

**障害福祉サービス事業所の造形活動における  
作品の著作権等の保護のための指針案**

**～著作権等保護ガイドライン～**

**平成24年3月**

**滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会**

## 目 次

<b>I 指針の趣旨と考え方</b>	1
1 策定の趣旨	1
2 指針の基本的な考え方	2
3 指針の位置づけ	2
<b>II 用語の定義</b>	3
<b>III 作品に関する著作権等</b>	4
1 著作権	4
2 所有権	5
<b>IV 著作権等の保護の具体的方法</b>	6
1 著作権等を持つ者による承諾	6
2 収益があった場合の対価の支払い	7
3 作品の保管等の判断	8
4 作品の取扱規程等の整備	9
5 作者の権利擁護	9
<b>別添1 著作権（著作者人格権と著作（財産）権）の概要</b>	10
<b>別添2 成年後見制度の概要と手続き</b>	11
<b>参考</b>	
◆様式	
（様式1）作品展示の承諾書（例）	12
（様式2）作品の二次利用（著作物利用）承諾書（例）	13
（様式3）造形活動における作品の取扱規程（例）	14
（様式4）造形活動における作品の権利に関する合意書（例）	17
◆Q & A	19

## I 指針の趣旨と考え方

### 1 策定の趣旨

- 滋賀県では、戦後間もなく設立された近江学園で障害のある人の自由な造形活動がはじまり、人格形成に大きな役割を果たすとして他の福祉施設に広がりました。近年では、障害のある人が自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した作った作品に、芸術的な価値が見いだされ、「アール・ブリュット」(※)として評価が高まるとともに、福祉と芸術をつなぐ活動が、障害のあるなしに関わらず、お互いの存在が尊重される社会の実現に寄与するものとして、社会的な意義が生まれています。
- 作品に対する評価の高まりは、作者や支え手である家族、障害福祉サービス事業所に大きな喜びや励みをもたらす一方で、画廊、美術館等からの販売や使用を求める声が寄せられており、造形活動を行う事業所にとってこれらへの対応は避けられないものになっています。
- 障害のある人が作者として著作権等（著作権および所有権のこと。以下同様）を行使できなかつたり、著作権等を侵害されてしまつたりすることのないよう、作者、家族、障害福祉サービス事業所が造形活動における作品の著作権等について必要な知識を持ち、意識して対応することが必要です。
- このため、滋賀県において障害のある人が作者として著作権等を保護され、安心して造形活動に取り組むことができる環境の実現を目指し、造形活動の中心となつていている障害福祉サービス事業所が適切に作者を支援できるよう、指針を策定しました。

※ アール・ブリュット(art brut)：美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した芸術。日本語では「生(ナマ)の芸術、生(キ)の美術」。障害のある人が作者に多いことから、「障害者アート」と解釈されることも多いが、同じ意味ではない。

## 2 指針の基本的な考え方

この指針の基本的な考え方は以下のとおりです。

- 障害福祉サービス事業所において造形活動を行っている利用者を、著作物の「作者」として捉えなおし、事業所の支援の中で作品の著作権等を保護します。
- 作品の著作権等はその作者である障害のある人の権利であることを明確にし、権利擁護も含めて支援します。
- 造形活動における作品の著作権等関係の明確化や著作権等行使のルール化を促すことで、障害のある人の日中活動の充実につなげます。

## 3 指針の位置づけ

本指針の内容については、関係法令・規則等において個別、具体的に定められているものではありません。しかし、障害福祉サービス事業所として、利用者の人権擁護に関する一般原則（※）に則り、作者が著作権等を行使できなかったり、事業所が著作権等を侵害することがないよう、その目標の達成に努めることが望まれます。

---

※ 利用者の人権擁護に関する一般原則：障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令 171 号）第 3 条第 3 項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令 172 号）第 3 条第 3 項および児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令 178 号）第 2 条第 3 項のこと。

## II 用語の定義

この指針における用語を以下のとおり定義します。

- 造形活動：障害福祉サービス事業所で行われている、障害のある人が思想または感情を創作的に表現した陶芸、絵画、織物、木工、版画、彫刻、ガラス工芸、金工、紙工芸、写真、その他著作物性の認められる作品を造りあげる活動
- 作者：造形活動で作品を創作している障害のある人
- 障害福祉サービス事業所：障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センターおよび障害児入所施設（児童福祉法も含む。）
- 生産活動：障害者自立支援法に定める生活介護、就労継続支援、就労移行支援の各事業所で行われる生産活動
- 職業指導：障害児入所施設で行われている職業指導
- 余暇活動等：障害福祉サービス事業所で行われている生産活動、職業指導以外の創作活動
- 工賃：障害者自立支援法に定める、生産活動の収入から経費を控除した後利用者に分配される金銭
- 二次利用：原作品をポスター・チラシ・カレンダー・絵はがきなどへの引用・転載・コピーすることや、テレビ放映やHP（ホームページ）へのアップロードなどに利用すること。

### III 作品に関する著作権等

障害福祉サービス事業所における造形活動は、生産活動、職業指導、余暇活動等の一環で行われていますが、それらの活動において制作された作品には、著作権法上の権利が発生します。また、生産活動においては、障害福祉サービス事業所がその作品の販売等により得た収益を作者に支払っていますが、その作品の販売等を行うためには、その作品の所有権の帰属を明確化しておくことが必要です。障害福祉サービス事業所で造形活動を行う場合にはこれらの権利関係に留意することが必要です。

#### 1 著作権

- 造形活動で制作される作品は、原則として著作権法に定める著作物にあたります。著作物とは思想または感情を創作的に表現したものであり、生産活動における量産品など一見して創作性が認められない製品は著作物にはあたりません。
- 著作者の有する権利としては、著作権法上、著作権（著作者人格権と区別する意味で、「著作財産権」と呼ばれることがあります。以下では、「著作（財産）権」と表記します。）と著作者人格権の二つを挙げることができます。  
著作者人格権は「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」等、著作者の人格そのものと深く結びついている権利です。著作（財産）権には、「複製権」「展示権」等、様々な権利があり、他人が行う一定の著作物の利用行為を許諾し、または禁止できる権利です。  
著作（財産）権と著作者人格権の概要は別添1を参考にしてください。
- 著作者人格権は、著作者の「一身専属権」であり、他人に譲渡することも、相続することもできないのに対し、著作（財産）権は、複数の権利からなる「権利の束」であり、契約行為により、一括でも、個別にでも、他人に譲渡することができます。
- 作品の著作（財産）権については、登録や届け出の手続きを要することなく、著作物を創作した時点で、その作品の著作者に帰属するのが原則です。
- 複数の作者により共同制作された作品の著作（財産）権は各作者の共有となる場合があります。従って、障害福祉サービス事業所において、職員が作品の形状や色彩など創作性に関わる支援を行っている場合には、その作品の著作（財産）権は、作者と事業所との共有になる場合があります。

## 2 所有権

- 所有権とは、民法に定める、物を全面的に支配（自由に使用・収益・処分）する権利であり、その帰属については、原材料費等必要経費の負担状況、専門的な支援の提供など社会通念上合理的と思われる根拠を参考にしながら、障害福祉サービス事業所が作者、家族等と話し合い、契約の上合意して定めることができます。このような合意が成立していれば、所有権の帰属は、契約に従って決定されることになります。
- このような契約上の合意がない場合において、民法の規定によれば、作品の所有権は原材料費を負担しているものに帰属するとされています。ただし、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い場合には、作品の所有権は作者に帰属するとされています（民法246条）。
- 作品の所有権が事業所に帰属する場合、事業所の判断で作品の使用、収益、処分ができます。また、作品の所有権が作者に帰属する場合、障害福祉サービス事業所が作品の使用、収益、処分に関する窓口となる場合には、作者の意向を踏まえ、その手続きを代行することになります。
- 作品の所有権が「事業所」または「作者」のいずれに帰属する場合においても、作品の出展、二次利用等、作品の利用にあたっては、所有権とは別途、作品の著作者が有する著作権法上の権利（著作（財産）権および著作者人格権）に配慮する必要があります。

## IV 著作権等の保護の具体的方法

### 1 著作権等を持つ者による承諾

- 障害福祉サービス事業所における造形活動により制作された作品を活用するためには、その場面に応じて、著作権者等の権利者から（場合によっては著作権等に対する対価を支払った上で）承諾を得る必要があります。

作品の出展、販売、二次利用を行う具体的な場面において承諾が必要な行為

	活動内容	承諾の必要な行為	関連する権利
出 展	①事業所主催の展覧会への出展	・未発表の作品を公表する ・展覧会へ出展する	・公表権（人格権） ・展示権（財産権）
	②公募展への応募	・著作者の名前を表示する	・氏名表示権（人格権）
	③外部からの依頼に基づく出展	※屋内での展示であるなど、一定の要件を充足する場合には、所有権者の判断で出展が可能（著作権法第45条）	
販 売	①生産活動の一環で販売 ②余暇活動で制作された作品をバザーなどで販売 ③職業指導で制作された作品を販売		・所有権
二 次 利 用	①事業所のグッズを作成 ②事業所のHPに作品の映像を掲載 ③外部からの依頼によりグッズを製作	・作品をポストカードやカレンダーに使用する ・作品をWEBサイトなどに掲載する ・作品の二次利用を行う際に、作品を改変（色を付ける、付け足す、一部だけ使うなど）する	・複製権（財産権） ・公衆送信権（送信可能化権）（財産権） ・同一性保持権（人格権）

※著作（財産）権：財産権 著作者人格権：人格権と表記しています。

- 出展や二次利用等の承諾を得る方法は、できる限り、書面で行うことが望れます。承諾は作品の出展や二次利用の機会ごとに得るのが原則です。ただし、出展の場合には、最初の出展の機会に、それ以降の取り扱いを含めて包括的に得る方法もあります。また、二次利用の場合、どのように利用するのか図版等見本を示して承諾を得ることになります。

※承諾書の様式は、様式①②を参考にしてください。

作品を展示する場合（様式①）

作品を二次利用する場合（様式②）

- また、外部からの依頼に基づく出展や二次利用、公募展への応募をする場合には、作者の意向を尊重しながら、その手続きの支援を行うことが求められます。

## 2 収益があった場合の対価の支払い

### （1）障害福祉サービス事業所が「生産活動」の一環で造形活動を行う場合

- 障害福祉サービス事業所が生産活動の一環として、作品の出展、販売、二次利用等を行う場合、その販売や出展料等の収入については、就労支援事業会計のルールに従い、原材料費等社会通念上認められる必要経費を控除した金額を、工賃支給規程により、作者に支給するのが通常です。
- しかしながら、特に、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品が販売されていると認められる場合には、原材料費等社会通念上認められる必要経費を除いた全額を、作者に一時金等により支給することが望れます。
- こうした支給の考え方については、障害福祉サービス事業所の活動理念にも関わることから、生産活動に参加している利用者全体の理解のもとで、工賃支給規程や作品取扱規程等（後述）に盛り込み、実施することが望れます。

(2) 障害福祉サービス事業所が「生産活動以外の活動（余暇活動等、職業指導）」の一環で造形活動を行う場合

① 「余暇活動等」の一環で造形活動を行う場合

余暇活動等の一環として創作され、作品の出展、販売、二次利用等を行う場合、その販売や出展料等の収入(原材料費等必要経費が発生する場合はその額を控除した額)については、作者に直接支払われることが基本となります。二次利用を行う場合は、あらかじめ契約で合意した使用料を作者に支払います。

② 「職業指導」の一環で造形活動を行う場合

職業指導の一環として創作され、作品の出展、販売、二次利用等を行う場合、その販売や出展料等の収入については、事業所の収入となります。原材料費よりも創作性に対する評価が著しく高い作品の出展、販売等を行う場合、その販売や出展料等の収入(原材料費等必要経費が発生する場合はその額を控除した額)については、作者に直接支払われることが基本となります。二次利用を行う場合は、あらかじめ契約で合意した使用料を作者に支払います。

### 3 作品の保管等の判断

(1) 所有権が「障害福祉サービス事業所」に帰属している場合

- 作品の保管、廃棄等の処分については、所有権者である障害福祉サービス事業所の判断で行うことができます。ただし、この場合であっても、作品を廃棄するときや作者が事業所を退所するときには、作者に対して作品の保管、廃棄等の方針をあらかじめ伝えるなど、一定の配慮が望まれます。

(2) 所有権が「作者」に帰属している場合

- 障害福祉サービス事業所が作品を保管する場合には、作者の承諾なく処分(廃棄を含む。)することはできません。また、環境的な制約等から作品を保管できない場合は、作者に対し、作品の引き取りや廃棄、事業所への譲渡などの選択肢の中からいずれを選択するかについて、意向を確認する必要があります。

## 4 作品の取扱規程等の整備

- 障害福祉サービス事業所は、あらかじめ、当該事業所における著作権等の取り扱いに関する方針を定め、明らかにしておくことが望されます。
- 具体的には、作品の著作権等の帰属、出展、販売、二次利用等を行う場合の取り扱いを定めた「造形活動における作品の取り扱い規程」（以下「作品取扱規程」という。）を定める等、造形活動を始めるに際して、利用者（作者）、家族等に規程の内容を周知して、同意を得ることが望されます。（参考：様式③）
- 特に、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品が恒常に制作されていると認められる場合には、その制作者である作者が著作権等を行使できるよう、作者や家族等と話し合い、合意のもとで、作品の著作権等の帰属について、書面で契約を行うことが望されます。（参考：様式④）

## 5 作者の権利擁護

- 作品の展示、販売、二次利用等にあたり、作者が承諾し、契約を締結する等の法律行為を行うときに、その判断能力が十分でない場合、不利な条件による契約を余儀なくされることにより権利侵害が生じたり、契約そのものが無効になったりすることがあります。また、最近では、美術館等からの出展依頼の中には、判断能力が十分でない作者との契約においては法定代理人との契約を条件として提示するところもあります。このようなケースに対応するための制度として、「成年後見制度」があります。
- 成年後見制度とは、判断能力が十分でない方が、自分では契約や財産管理等ができない場合に、その方を支援し保護する制度です。
- 作者にとって、このような場面においては、成年後見制度を活用することが求められるため、身近な家族や事業所による制度の活用に向けた支援が必要となります。

成年後見制度の概要や手続きは別添2を参考にしてください。

## 著作権法上の権利（著作者人格権と著作（財産）権）の概要

別添1

(出典：文化庁ホームページ)

### 著作者の権利の内容

#### ●著作者の人格権(著作者の人格的利益を保護する権利)

公表権(18条)	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
氏名表示権(19条)	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
同一性保持権(20条)	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

#### ●著作（財産）権(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)

複製権(21条)	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製する権利
上演権・演奏権(22条)	著作物を公に上演し、演奏する権利
上映権(22条の2)	著作物を公に上映する権利
公衆送信権等(23条)	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
口述権(24条)	著作物を口頭で公に伝える権利
展示権(25条)	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
頒布権(26条)	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
譲渡権(26条の2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
貸与権(26条の3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
翻訳権・翻案権等(27条)	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利(28条)	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

成年後見制度は、判断能力が十分でない方が、自分で契約や財産管理等ができる場合に、その方を支援し保護するための制度です。

例えば、知的障害や精神障害などの理由で判断能力が十分でない方は、預貯金等の財産の管理や障害福祉サービス事業所の利用に関する契約を自ら結ぶことは難しい場合があります。また、自らに不利益な契約であっても判断ができず契約を結んでしまい、いわゆる悪徳商法の被害にあうこともあります。そこで、本人に代わり、成年後見人が、預貯金などの管理や介護などに関する契約を行うのがこの成年後見制度です。特に、作者としての契約という側面から、本人の権利を尊重し、可能性を広げていく制度とも言えます。

成年後見制度には、①任意後見制度と②法定後見制度とがあります。

①任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人と任意後見となる人との間で任意後見契約を結んでおく制度です。

これに対し、②法定後見制度は、判断能力が低下した場合に、法律に基づいて、本人、配偶者、4親等以内の親族等が裁判所に申立てを行い、裁判所が後見人を選任する制度です。判断能力の不十分さに応じて、後見、保佐、補助の3類型があります。

成年後見の手続きにあたっては、①任意後見制度は契約ですので、本人と任意後見になる人との間で契約を締結します。②法定後見制度は、家庭裁判所に申し立てことになります。

いずれについても、成年後見制度の活用にあたっては、市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、県権利擁護センターや障害者相談支援事業所などが相談窓口となっております。

様式①

作品展示の承諾書(例)

年　月　日

○ ○法人 理事長

住所  
氏名  
後見人

※後見人がいる場合は、後見人欄のみに署名してください。

私は、私が○○法人の運営する事業所で制作した作品について、○○法人によって以下のとおり出展されることに承諾します。

記

展覧会の名前 ( )

展示期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

出展作品の名前 ( )

作者の名前の表示 (する・しない)

作者の名前の表示する場合の表示 ( )

様式②

作品の二次利用（著作物利用）承諾書（例）

年　月　日

○○法人 理事長

住所

氏名

後見人

※後見人がいる場合は、後見人欄のみに署名してください。

私は、私が○○法人の運営する事業所で制作した作品について、○○法人によって以下のとおり二次利用されることに承諾します。

記

二次利用の態様 (○○○○○○○○○○)

見本は別添のとおり

二次利用する期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

※ 利用態様例

テレビ放映、ホームページへのアップロード、ポストカード（絵はがき）・  
カレンダー・チラシ・ポスターその他印刷媒体など

※注：作品の改変は、著作者の有する同一性保持権を侵害する行為となりますので、この承諾書とは別に、改変についての著作者の承諾がない限り、行うことはできません。

## 様式③

### 造形活動における作品の取扱規程（例）

この規程は、利用者が○○事業所の活動で制作された作品の所有権や著作権の帰属、出展・二次利用時の利用者の承諾、販売等で収益があった場合の利用者への対価の支払い、作品の保管等の取り扱いについて定めるものです。

#### 1 所有権および著作権の帰属

利用者が○○事業所の活動で制作された作品の所有権の帰属は、利用者、家族等と話し合い、利用者との間で合意をとって定めることを原則とします。

また、著作権は利用者に帰属することとします。ただし、複数の利用者で共同制作した場合や、事業所の職員が作品の形状や色彩などの創作性に関わる支援を行った場合には、複数の利用者間、または利用者と事業所の間での共有になる場合があります。

#### 2 出展や二次利用時における利用者の承諾

利用者に対し、展覧会や公募展の出展や、カレンダーやポストカードなど作品の二次利用に関する外部からの申し込みがあった場合に、その都度、企画の趣旨や内容、開催場所や期日等を利用者、家族等に明確に伝え、利用者の承諾が得られた場合のみ出展展示や二次利用を行います。

また、出展の際の氏名、制作歴の表示態様や二次利用における複製、作品の改変等の可否について、利用者または家族等に確認をし、利用者の承諾を得られた方法で展示や利用を行います。

#### 3 障害福祉サービス事業所の支援

作品の所有権が「利用者」または「事業所」に帰属する場合によって対応が異なります。次の①②のいずれかを選択をして、規程に盛り込んでください。

##### （①所有権が「利用者」に帰属する場合）

作品の展示、販売、二次利用等の際に、事業所が窓口となる場合は、利用者の承諾を得た上で、作品の取り扱いに関する○○等〔※〕について、○○事業所

がその手続きを代行します。

(②所有権が「事業所」に帰属する場合)

作品の出展、販売、二次利用等の際に、利用者の承諾が得られた後、作品の取り扱いに関する〇〇等〔※〕を〇〇事業所が対応します。

〔※事業所として対応できる内容を記載のこと。(例) 契約や準備、発送等〕

#### 4. 利用者への対価の支払い

「生産活動」「余暇活動等」「職業指導」の活動の種類によって、対応が異なります。次の①～③のいずれかを選択をして、規程に盛り込んでください。

(①生産活動の場合)

作品の出展、販売や二次利用等により収入が発生した場合、就労支援事業会計のルールに従い、原材料費等社会通念上認められる必要経費を控除した金額を、工賃支給規程により、利用者に支給します。

特に、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品が販売されているものと認められる場合には、原材料費等社会通念上認められる必要経費を除いた全額を利用者に一時金等により支給します。

(②余暇活動等の場合)

作品の出展、販売、二次利用等により収入（原材料費等必要経費が発生する場合はその額を控除した額）が発生した場合には、その収入は、利用者に直接支払われることを原則とします。また、二次利用を行う場合は、あらかじめ契約で合意した使用料を利用者に支払います。

ただし、事業所が窓口になり収入を受領する場合には、預かり金として、事業所経由で支払いします。

（※利用者に原材料費等の経費の負担を求める場合、その旨を規程に盛り込むこと）

(③職業指導の場合)

作品の出展、販売、二次利用等により収入が発生した場合には、事業所の収入となります。原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品の出展、販売等を行う場合、その収入は、利用者に直接支払われることを原則とします。また、二次利用を行う場合は、あらかじめ、契約で合意した使用料を利用者に支払います。

## 5 作品の保管等

○○事業所において作品を保管する場合、紛失、破損がないよう大切に管理します。

作品の所有権が「利用者」または「事業所」に帰属する場合によって対応が異なります。次の①②のいずれかを選択をして、規程に盛り込んでください。

### (①所有権が「利用者」に帰属する場合)

障害福祉サービス事業所が作品を保管する場合には、利用者の承諾なく処分(廃棄を含む。)することはありません。また、作品を保管できない場合は、利用者に対し、作品の引き取りや廃棄、事業所への譲渡などの選択肢の中からいづれかを選択するかについて、意向を確認します。

なお、意向確認の結果、利用者が作品の引き取りを拒否し、かつ廃棄の承諾をしない場合については、再度、期限を明示して督促を行った上で、それでも作品の引き取りや廃棄の承諾をしない場合には、利用者が作品の所有権を放棄したものとみなして、事業所において作品を自由に処分することができるものとします。

### (②所有権が「事業所」に帰属する場合)

作品の保管、廃棄等の処分については、事業所の判断で行いますが、作品を廃棄するときや利用者が事業所を退所するときには、利用者に対して、作品の保管、廃棄等の方針をあらかじめ伝えるよう努めます。

## 6 その他

この規程に定めがない場合、または規程の解釈が不明確な場合の取り扱いについては、その都度、利用者、家族等と話し合い、合意の上で、定めます。

## 付則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式④

造形活動における作品の権利にかかる合意書（例）

△△（以下「甲」という。）と○○（○○障害福祉サービス事業所を運営する法人、以下「乙」という）は、造形活動で制作された作品の所有権や著作権の帰属に関して、次のとおり契約を締結します。

記

（所有権）

甲が乙の活動において制作された作品の所有権は、甲（または乙）に帰属します。

（著作権）

作品の著作権は甲に帰属します。ただし、複数の利用者で共同制作した場合や、事業所の職員が作品の形状や色彩などの創作性に関わる支援を行った場合には、複数の利用者間、または利用者と事業所の間での共有になる場合があります。

（契約期間）

本契約の契約期間は1年間とします。なお、期間満了の1か月前までに、双方いずれかにより相手方に対して本契約の終了する旨の書面による通知がない場合は、自動更新とします。

（その他）

この契約に定めがない場合の内容変更がある場合については、その都度、利用者、家族等と話し合い、合意の上、定めます。

この契約の締結を証するため、本合意書を2部作成し、甲と乙が1部ずつ保管します。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名 △△

甲の後見人 住所  
氏名

(※後見人がいる場合は、後見人欄のみに署名してください。)

乙 住所  
法人名 ○○

## Q & A

- ① 事業所の中でできた作品は、事業所のものではないのですか。

事業所の活動においてできた作品が、すべて事業所の所有になる（事業所に所有権が帰属する）とは限りません。作品の所有権の帰属については、原材料費等の必要経費の負担状況や、その作品の制作にあたって事業所側が提供した専門的な支援など社会通念上合理的と思われる根拠を参考にしながら、作者やその家族、事業所が話し合い、作者と事業者との間で合意（契約）することで決定するのが原則です。

このような契約上の定めがない場合において、民法の規定では、作品の所有権は原材料費を負担しているものに帰属するとされています。ただし、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い場合は、作品の所有権は作者に帰属することになります。（民法246条）（指針5頁参考）

（例）

- ①事業所が500円の画用紙と絵の具筆を用意した。
  - ②作者がその画用紙に絵を描いた。
  - ③その絵は20,000円で売れた。
- 絵の付加価値は19,500円。

事前に契約上の定めがない場合に絵の所有権は作者に帰属する。

- ② 生産活動における量産品の中に著作物はありますか。

陶芸や織物など事業所でつくられる製品で、量産品など一見して創作性の認められない製品は著作物にはあたりません。ただし、その中でも、作者のオリジナリティ（創作性）が発揮されて制作されたものは著作物にあたる場合があります。この場合は、事業所において、作品取扱規程等を設けておく必要があります。（指針4、9頁参考）

- ③ 陶芸で、事業所の職員が支援した場合（例えば、釉薬をつけたり、焼いたりする場合）は、所有権や著作権の帰属はどのように考えたらいいですか。作品が作者と事業所の共同著作物になる場合もありますか。

明らかに作品が複数の人との共同作業で制作されたものであれば共同著作物となり得ますが、多くの事業所で取り組まれている陶芸等の作品は、作者が制作したものであることが明らかなケースが多いと考えられるので、著作権は作者に帰属するのが原則と言えます。また、所有権の帰属については、Q①のとおりであり、あらかじめ作者ととり決めておく必要があります。

たとえば、作者が創作した、焼きあがり前の陶器に、事業所の職員が独自の判断で釉薬で色を付けた場合でも、形状にのみ創作性が認められる場合は利用者の単独著作物となりますが、陶器の形状のみならず、色あいにも創作性があると認められる場合には、（契約で別段の合意がない限り）作者と事業所の共同著作物となります。（指針4、5頁参考）

- ④ ある作者の色彩豊かな絵画作品をTシャツのデザインに使いたいのですが、作品の色を例えば白黒に変えて仕上げたいと思いますが、このようなグッズを作ってもいいですか。

また、事業所で新しくつくるパンフレットで作者の絵画作品をデザインに使いたいのですが、作品の一部分を拡大して使用したいと思いますが、このようなパンフレットを作ってもいいですか。

色をえることは、作品の改変にあたります。作品を改変することは、著作者の有する著作者人格権を侵害することになりますので、著作者の承諾がない限り、認められません。どうしても、改変して使用する場合は、作品の使用についての著作権者の承諾とは別に、改変する見本を添付して、著作者から承諾を得る必要があります。

また、作品の一部を拡大（アップ）にすること自体は、通常は作品の「改変」にはあたりません。したがって、著作者人格権（同一性保持権）を有する著作者の承諾を得る必要はなく、著作権者から作品の使用についての承諾を得ておくことで十分です。（指針6、7頁参考）

- ⑤ ある展覧会に出展依頼があったのですが、依頼のギャラリーからは作者の名前を表記してほしいと言われています。事業所は、作者の名前を表示せず展示しようと思いますが、どのように対応すれば良いでしょうか。

氏名の表記については、著作者に、著作者人格権のなかの1つである氏名表示権がありますので、必ず、作者の意思を確認しておく必要があります。氏名表示をするか否かや、いかなる名称を表示するかの判断を、事業所のみで行うことはできません。(指針6、7頁参考)

- ⑥ ある画家の図録に収められた絵画を模写して作品を制作しましたが、これは自由に使ってよいのでしょうか。

複製権の侵害になることがあります。また、絵の大きさを変えたり、元の絵に描かれていないものを事業所独自の作品の中に書き入れており「複製」にはあたらなかったとしても、元の絵の創作的な表現部分がその作品の中に再現されている(表現上の本質的な特徴を直接感得することができる)限り、翻案権侵害に該当し得ます。

これに対し、元の絵から何らかのアイデアを得て独自の作品を作り出し、それが元の作品とは「表現」それ自体ではない部分または表現上の創作性がない部分において同一性があるに過ぎないものと認められる場合には、翻案権侵害の問題は生じません。

なお、著作者の死後50年を経過するなどして著作権が消滅している場合には、著作権侵害の問題は生じません。

- ⑦ 著作権者に無断で著作物を使う行為は、常に違法となるのでしょうか。

著作権制度の目的は、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の保護を図り、もって文化の寄与に発展すること」にありますが、すべての「文化的所産」に対して例外なく著作権が及ぶとなると、人々の行動の自由が過度に制約されたり、著作物の利用が阻害されたりして、かえって健全な文化の発展

が達成されなくなるおそれがあります。

著作権法では、一定の場合に著作権を制限して著作物の自由な利用を許容しています。具体的には、私的利用のための複製（著作権法第30条）、原作品が屋外に恒常に展示されている著作物の模写や写真撮影（同第46条）、展覧会の主催者が観覧者のために解説や紹介を目的として小冊子に掲載すること（同第47条）等については、例外的に、著作権者の承諾を得ずに行うことができるものとされています。

- ⑧ 生産活動の一環で、その作品は本人しか作れないオリジナル性が高いものですが、事業所で販売などをしているために本人には他の作者と同様の工賃を支払っています。昨日、未公表の作品を展覧会に出展したところ、ある作品が高値で売れましたが、本人にどのように対価を支払ったらいいですか。

未公表作品の展覧会への出展にあたっては、作品の展示権（著作（財産）権）や公表権（著作者人格権）等が本人にあることが原則と考えられることから、事業所の判断だけで出展をすることはできません。また、通常の販売や展覧会で高値で売れた場合、原材料費等、社会通念上認められる必要経費を差し引いた全額を一時金等で支給するなどの対応が望されます。

このような場合の取扱いについては、各事業所において、作品の出展、販売、二次利用等について、作品取扱規程等を設けるなどして、ルールを明確化しておくことが望されます。（指針6～9頁参考）

- ⑨ 事業所に見学に来られた方に、事業所が記念品として作者の原作品をそのまま提供をしてもいいですか。

作品の所有権が「障害福祉サービス事業所」に帰属する場合であれば、事業所の判断で提供できます。また、作品の所有権が「作者」に帰属する場合であれば、作者の承諾なしに提供することは認められません。

いずれの場合であっても、作品の提供を受けた側は、二次利用等、作品の利用にあたっては作品の著作者が有する著作権法上の権利（著作（財産）権と著作者人格権）に配慮する必要があります。（指針5、8頁参考）

⑩ 事業所を利用する際の契約でも、家族の代筆で済んでいるので、作品の出展等に際しても成年後見制度を活用する必要はないのですか。

判断能力が十分でなく契約締結能力がない利用者については、障害福祉サービス事業の前身である支援費制度の発足以前は、家族による代理行為が一定許容されてきた経緯がありますが、現行制度においては利用者や家族等の家庭裁判所への申し立てにより成年後見制度を利用することが望ましいとされているところです。(H16.12.24 厚生労働省障害保健福祉部『支援費Q & A』より)

したがって、事業所の利用契約や作品の出展承諾等、実際の契約行為の場面においては、利用者（作者）と相手方が円滑かつ合法的に契約を結べるよう、法的に作者を保護・支援する成年後見制度を利用することが望まれます。

特に、作品が著しく高い評価を受けた場合に、作者が不利な条件による契約により権利侵害が受けるおそれがあるため、身近な家族や事業所による成年後見制度の活用に向けた支援が求められます。(指針9頁参考)

## 造形活動の実施状況に関する調査結果集計

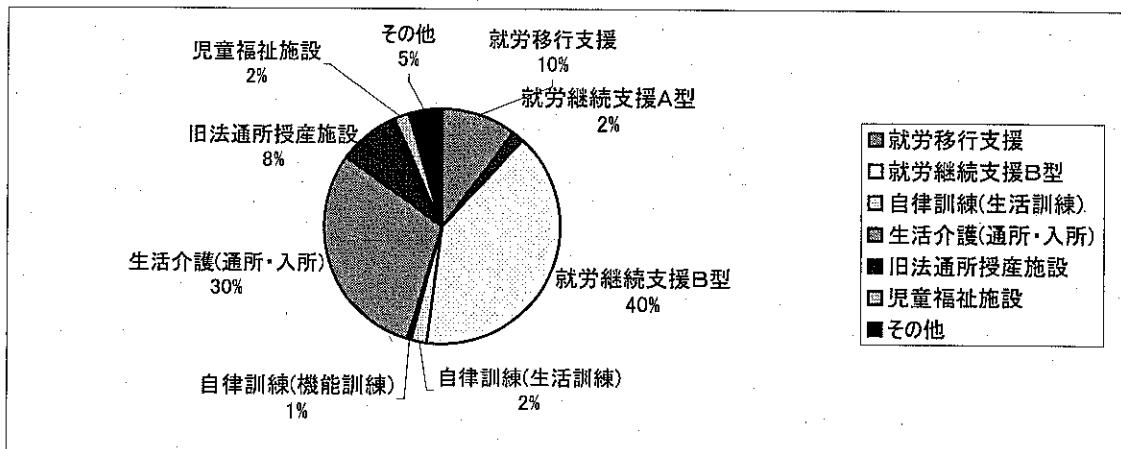
H23.11

- 調査実施期間 平成23年8月18日～9月2日
- 調査対象事業所数 199(県内の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、児童福祉施設等)
- 回答数 145(回答率73%)

## 【サービスの種類別の内訳】

就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自律訓練(生活訓練)	自律訓練(機能訓練)	生活介護(通所・入所)	旧法通所授産施設	児童福祉施設	その他	計
20	3	78	4	1	59	16	4	9	194

多機能型事業所から複数回答があるため、合計数は、回答事業所数とは一致しない



## 1 造形活動の実施状況について

実施	61	42%
未実施	68	47%
過去には実施	16	11%
計	145	

※61事業所において、造形活動を行う利用者の数 884名  
(1事業所平均14名)

## サービス種類別

就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自律訓練(生活訓練)	自律訓練(機能訓練)	生活介護(通所・入所)	旧法通所授産施設	児童福祉施設	その他	計
4	0	20	2	0	37	9	2	4	78

多機能型事業所から複数回答があるため、合計数は、回答事業所数とは一致しない

自立訓練(生活訓練)、生活介護、旧法通所授産、児童福祉施設において、50%以上の事業所が、造形活動を実施している。

## 2 造形活動への支援体制

- (1) 支援を行う職員数 230  
うち専任職員の数 27

- (2) (1)の職員のうち、美術経験がある職員の数

美術経験あり	17	7%
美術経験なし	197	86%
その他	16	7%
計	230	

(3) 外部支援の活用

活用している	22
活用していない	39

外部支援の内容は、ボランティア、アドバイザー、美術専門家による支援などとなっている。嘱託職員、臨時職員としている事業所もあった。

多くの事業所で、造形活動の支援を専任で行う人員の配置は難しい状況となっている。また、支援職員の9割近くは美術の経験がない職員となっている。

3 造形活動の位置づけと活動内容 ※61事業所の内訳(生産活動10、その他生産活動46、両方の活動5)

生産活動として実施(15事業所 複数回答あり)

陶芸	絵画	織物	木工	版画	彫刻	紙工芸	写真	その他	計
10	7	5	1	1	1	1	3	7	36

造形活動の頻度 週1回以上:11事業所、週1回未満:4事業所

生産活動以外の活動として実施(51事業所 複数回答あり)

陶芸	絵画	織物	木工	版画	彫刻	紙工芸	写真	その他	計
31	42	12	5	0	2	10	1	12	115

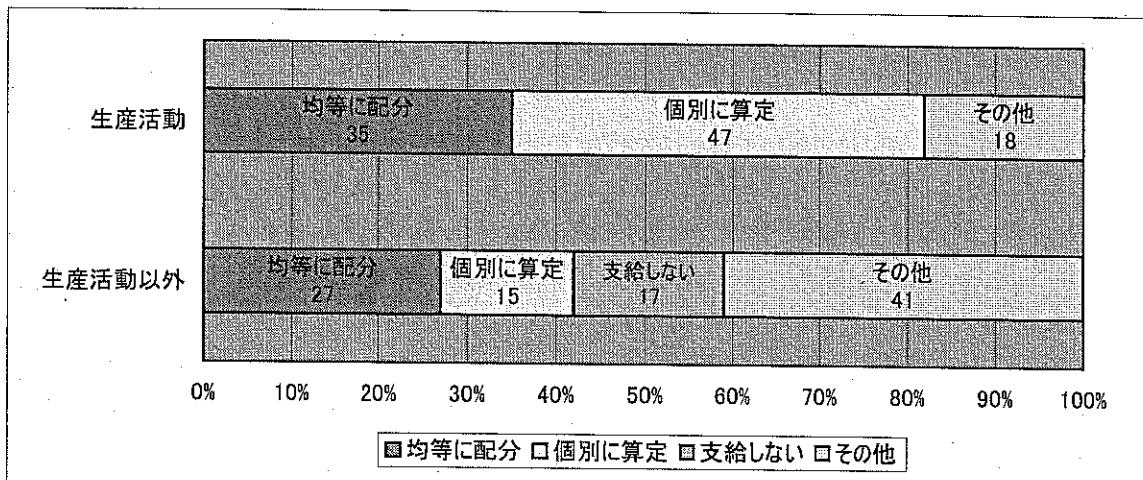
造形活動の頻度 週1回以上:28事業所、週1回未満:23事業所

工賃の支払いを前提としている生産活動においては、陶芸に取り組む事業所がもっとも多く、生産活動以外の活動として造形活動を実施している事業所においては、絵画に取り組む施設が最も多いになっている。

4 作品の販売収益等の利用者への支給方法 (複数回答あり)

	生産活動	生産活動以外
均等に配分して支給	6	35%
個別に算定して支給	8	47%
支給しない	0	0%
その他	3	18%
計	17	59

その他の内容…販売していない、利益がない 等



5 材料費の負担について (複数回答あり)

	生産活動		生産活動以外	
事業所が負担	14	74%	46	77%
利用者が負担	2	11%	9	15%
その他	3	16%	5	8%
計	19		60	

その他の内容…収益で負担、大量に使用される方には、請求など

材料費の負担は事業活動の内容に関わらず、事業所が負担している場合が多くなっているが、収益があった場合の工賃等への反映については、生産活動と生産活動以外の活動で、均等に配分するか、個別に配分するか占める割合が異なっている。

6 作品の取り扱いについて

(1) 作品の保管について(複数回答あり)

すべて保管	一定期間保 管	一部作品の み保管	保管スペー スによる	販売	利用者に渡 している	その他	計
22	4	16	9	19	19	11	100
22%	4%	16%	9%	19%	19%	11%	

(2) 保管目的(複数回答あり)

展示	販売	その他	計
48	25	23	96

その他の内容…個人の活動記録として保管 等

(3) 作品の保管基準

あり	なし	その他	計
1	57	3	61

その他の内容…職員が判断している 等

(4) 作品の活用方法について(複数回答あり)

販売	寄贈	貸与	出展	複製	計
36	24	14	44	23	141
26%	17%	10%	31%	16%	

多くの事業所で作品の保管を行っているが、保管の仕方はそれぞれの事業所において異なっている状況である。

7 作品の活用等にかかる著作権の取り扱い

(1) 著作権に対する意識の有無

意識している	意識していない	計
25	36	61

(2) (1)で意識しているとした事業所のうち、相手方との書面による契約の有無

交わす	交わすこともある	交わさない	その他	計
8	2	13	2	25

(3) (2)で交わす、交わすこともあるとした事業所のうち、その契約者(複数回答あり)

利用者	家族	成年後見人	事業所	その他	計
5	11	5	3	0	24

60%近くの事業所は、作品の著作権について意識したことが無く、また、意識がある25事業所においても、書面による契約をしている事業所は半数未満(40%)となっている。

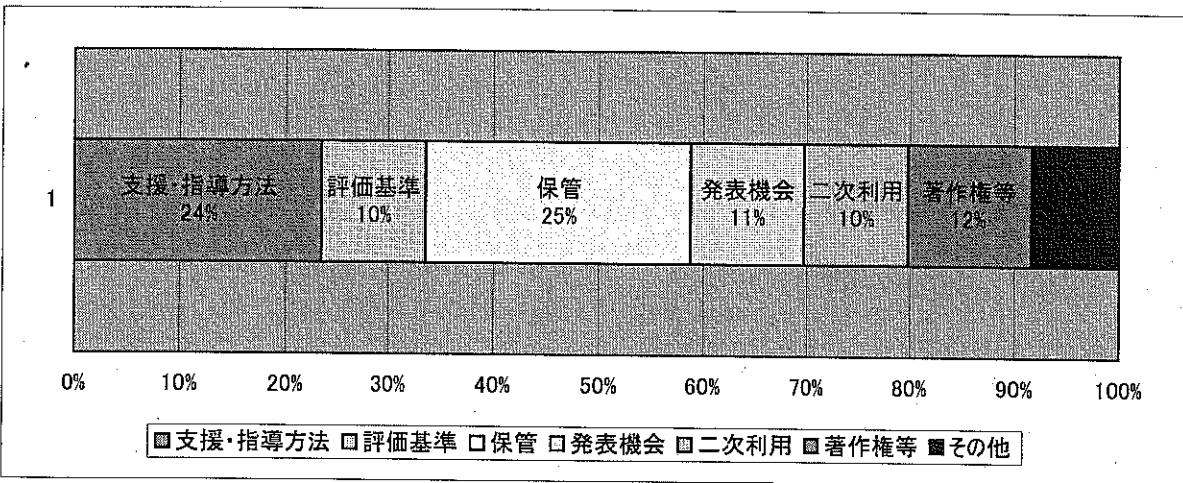
## 8 造形活動を行う上での課題について

### (1) 困っていることの有無

あり	なし	計
45	16	61
74%	26%	

### (2) 「あり」の内容(複数回答あり)

支援・指導方法	評価基準	保管	発表機会	二次利用	著作権等	その他	計
28	12	30	13	12	14	10	119
24%	10%	25%	11%	10%	12%	8%	



### (3) 造形活動に関する相談相手(複数回答あり)

事業所内職員	他の事業所職員	美術関係者	大学関係者	NO-M A	いない	その他	計
33	19	4	3	2	4	13	78
28%	16%	3%	3%	2%	3%	11%	

他の内容…利用者家族、地域の方、アドバイザー 等

### (4) (1)で困っているとした事業所のうち、相談・情報交換場所設置について

設置してほしい	必要ない	どちらとも言えない	その他	計
25	5	14	1	45

70%を越える事業所は困っており、そのうち、半数以上(56%)の事業所において、相談や情報交換ができる場の設置を望んでいる。

### (5) 造形活動を行う上での課題(自由記述)…別添参照

## 9 障害のある人の造形活動を振興するために必要と思われること(自由記述)…別添参照

### 事業所で造形活動を行うにあたっての課題(自由記述)

- ・著作権、成年後見人制度、同意書等の取り扱いについてと作品の販売方法や保管方法。
- ・事業所内での保管場所や造形活動を担う人材(造形専任職員)など不足。利用者の高齢化により造形活動が困難になりつつあること。
- ・就労継続支援B型という事業所においては、目標工賃達成という努力数値があり、芸術に時間をかけられなくなった。
- ・支援担当者が福祉系大学出身や一般企業からの転職者が多いため、美術に関する基本的な知識がない。また、法人内で異動があるため、引き継ぎが難しい。
- ・商業訓練が主であるので、子どもに美術活動を提供する時間の確保が難しい。余暇に支援を行いたいが体制がとれない。
- ・日常業務をこなすことに精一杯で粘土などの造形活動にじっくりと関わる時間がとりにくい。
- ・長年にわたり余暇活動の一環としての取り組みであり、特に外部へ出そうという試みはなかった。せいぜい、法人で行う展示会程度だったが、今年度は積極的に作品を出していこうと試みている。その際、作成への支援方法と評価が大切であり課題である。
- ・当所は精神障害者が多数である。造形(表現)活動を治療的行程(芸術療法)のひとつとして導入した場合、やりようによってはとんでもない方向に行くかもしれない。本人の心的エネルギーを重視するようにしている。描きたいときに描き、作りたいときに作る。自然体で向かえば良い。無理に…療法。…活動。健常者の作り上げる価値観や見方等は厳に慎まなければならない。
- ・10年の活動で、作品のストックが多数有り、どれを残しどれを廃棄していいのか判断に困る。また、そのストック場所(特に額装した作品の保管)が限られており、どうしたものかと悩んでいる。高い評価を得た作品もあるが、保存環境は整っていない(湿度・温度管理ができない)。
- ・販売した場合の本人へのお金の分配の仕組み。

### 障害のある人の造形活動の振興のために必要と思われること(自由記述)

- ・事業所の造形活動についての理解と環境整備。利用者と直に関わる支援スタッフの育成。造形活動においての学習等。作家の著作権保護。また、作品譲渡、販売、使用等に関する相談窓口の設置。県の事業として企画される展覧会の開催等、作品を多く社会へ発信していく機会。作品を販売せず二次利用などによる収益事業の振興。登録作家制度を確立し、作家としての安定した収入の確保。
- ・好きな人、興味・才能のある人が生涯、造形活動が続けられるしくみ。作業所がやるのではなく、専門の支援が別枠であって、地域在宅の人もホーム・施設の人もしばりがなく自由に活動・参加できるしくみ(アクセシビリティも含めて)。
- ・事業所で造形活動に力を入れ、障がいのある人の自立につながる取り組みをしているところには加算(職員体制が整うような)があればいいと思う。
- ・作品の発表の場の充実(美術館等での展示、企画展、常設展の開催など)、近隣都道府県への働きかけ(近隣都道府県と協力での発表の場)や主導的役割を担つていけるように…作品の適切な保管(施設だけでの保管に限らず、全体的に保管できる環境整備を)、現在のアール・ブリュットの世間的な関心や流行を上手に利用して、県内及び全国的に発信していかなければと思う。
- ・作品の保管課題に関連して、各事業所等を超えて利用できる作品の展示・保管が同時にできる施設(美術館など)があればいいと考えている。また、一定期間ごとに各事業所等(個人単位でも)で展示会などができる、ギャラリーなどもあればと思う。
- ・生活をしてもらうために、まず給料の支援と思います。安定した上で、次に自分の持っているものを伸ばしてあげたいと考えている。
- ・もっと自由に(気軽に)参加出来るような作品展が有れば良いと思う。
- ・まずは、障害者に対する地域や行政の理解、次に適切な指導者、次に自身の生活が安定した中で造形活動を継続させるための財政措置が必要である。さらに、障害のある人が、どんな造形活動が自身に向いているのかを知る機会と場所の提供も必要であると考える。
- ・地域で芸術を取り組む(時間・場所・指導者)機会を設定して頂ければ、各事業所から数名で参加したりできると思われる。
- ・授産の収益にばかりに目を向けるのではなく、創作活動のメニューの充実度等にも着目した指導を願いたい。
- ・著作権を守るなど、造形に係わった方が不利益を被らないようにする支援。
- ・障害特性等の理解(粘土等が利用者に良い影響を与えてのこと等)。活動場所や拠点の確保。展示できる機会が増すと良い。情報交換などができる機会が増えると良い(造形活動を提供できる職員さんが減ってきてることも含めて)。

<p>・県民の文化に対する理解度を上げることが必要。県立美術館が年中開館する、所蔵している作品をもっと県民の目に触れる取り組みを行う。小中学校等の美術教員の技能向上や美大卒業者や美大生などの活躍の場を広げていくことが必要。授産活動と創作活動を相反するものとして捉えるのではなく、人が生きるために必要な感情表現の一つの手段として捉え、授産活動の中にもアートを取り入れる手段や工夫の余地が必要。アートセラピーや自主製品のパッケージデザインや店舗デザインなど様々で造形活動を取り入れていきたい。障害者に造形に触れる機会を作るためには、文化的な生活を送るための素地をつくることが必要。経済や社会の環境整備はもちろんだが、それらの整備はとても時間がかかる。既存の環境で工夫すれば、障害のある人が作品を作り、発表する場はたくさん増えると思う。図書館での展示は展示希望者が多く、なかなか申し込んでも展示ができない。健常者でも発表する場が少ない。官公庁で展示するスペースはいくらでも作ができると思う。</p>
<p>・日々、授産活動を支援する職員に造形の支援を行うことは難しいと思う。専門的な知識を持った人が各施設を巡回し、定期的(週1回)指導をして頂けると造形活動ができるのではないかと思うか?長期的に支援を行うことで授産活動等にもつながると思う。</p>
<p>・福祉の業界に身を置いていると、障害のある人の造形活動についての情報を耳にすることは多いですが、まだまだ世間一般的には知られていないように思う。そういう意味では、あらゆる機会での広報活動は大切かと思う。また、全く何も知らない人に対して、障害のある人の造形作品として伝えるのがいいのか、全くそういう先入観なしで、作品として伝えていくのがいいのか、どちらがいいのか正直わかりませんが、この議論も抜きに語れないかなあ…と思う。</p>
<p>・作業所、事業所単独の展開においては隣で生産活動を行う点から限界がでてくるのではないかと思う。その点から、その期間だけを造形に特化した作業所を利用する。あるいは、公共性をもった講座、取り組める教室などを作ることで、その人が主人公として暮らせる選択のひとつとして造形活動が意味をもってくるのではないかと思う。</p>
<p>・アルブリュットに興味のある施設同士のつながりがあれば、うれしい。また、大学(美術系)の教授の方にも良いヒントを頂いたり、継続的に興味の持つてもらえる学生さんと関われたりできれば嬉しいと思う。</p>
<p>・外部での利用可能場所等の情報や指導していただけるボランティアさんなどの情報。現状は日々の支援に追われ、記録等の整備に時間を使っており、新たな取り組みなどはできていない。</p>
<p>・地域の基盤整備あっての造形活動ではないでしょうか。</p>
<p>・身体障害・精神障害などの方も、参加できる広く、平均的に活動可能な展覧会や美術展を催していただきたい。</p>
<p>・障害福祉に係る活動の範囲であれば、障害福祉活動の全体的な充実をもって造形活動の振興につながると思われる。障害者個々の視点であれば、余暇活動支援への多様な支援体制と人材の確保と育成。個人の権利、作品の著作権を保護することについて異議を論じることはなく、多面的な視点で造形活動がひとりひとりの生活の充実につながる支援体制が求められる。</p>
<p>・障害のある人の造形活動を芸術として確立する場合、著作権の問題、売り上げた場合の本人への還元率など、施設の現場として悩むところは大きい。今まで授産という位置づけで行ってきた活動を本人の芸術(一人の作家)とし、見る場合は、その辺の統一した基準が必要ではないかと考える。(授産活動の枠内で行っているのが、現状であり授産活動の中で本人の作品を制作しているという問題が一番大きい)</p>
<p>・県として、造形活動を推進し、権利擁護に配慮された活動環境を整備できれば、その効果は大きい。一方で、作品の展示等普及活動や2次利用による所得保障の観点からは、契約行為が無視できない。当事業所でも、パリ展を機に、成年後見制度の活用者が2名あったが、補助的な支援程度の方など制度の必要性を説明したり、研修会を法人として毎年設定しているがなかなか利用が進まないのが実態である。このあたりの周辺環境整備を1事業所で担うのではなく、県単位で推進できればと考える。</p>

## 滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会設置要綱

### (設置)

第1条 滋賀県は、県内の障害福祉サービス事業所等において、障害のある人が、作家としての権利が守られ、安心して造形活動に取り組むことができる環境の整備に向け、その指針の策定など、作家の権利保護のあり方を研究するため、「滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会」(以下、「研究会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項について、所掌する。

- (1) 障害のある作家の権利の現状の把握と課題の整理に関すること。
- (2) 障害福祉サービス事業所等で造形活動を行う際の指針の検討に関すること。
- (3) その他障害のある作家の権利保護の方策の検討に関すること。
- (4) 報告書の作成に関すること。

### (組織)

第3条 研究会の委員は、次の団体等から推薦された委員をもって構成する。

- (1) 財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
- (2) 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会
- (3) NPO法人滋賀県精神障害者家族会連合会
- (4) きょうされん滋賀支部
- (5) 滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会
- (6) 滋賀県児童成人福祉施設協議会
- (7) 第8回滋賀県施設合同企画展実行委員会
- (8) 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団
- (9) 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
- (10) 滋賀弁護士会
- (11) 滋賀県立近代美術館
- (12) その他県が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 滋賀県障害者自立支援課長が研究会を招集し、議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めたときは、教育、福祉、美術等関係機関（者）を招き、資料の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 3 委員は所掌事務を処理する。

(事務局)

第6条 研究会の事務局は、滋賀県健康福祉障害者自立支援課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、その都度定める。

付 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。

滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会  
委員名簿

(任期：平成24年3月31日)

委員名	役職名
乾澤正和	財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 副会長
牛谷正人	NPO法人はれたりくもったり事務局長
尾畠聰英	NPO法人滋賀県精神障害者家族会連合会 理事
加藤直樹	きょうされん滋賀支部 理事長
川副 馨	社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団 参事
崎山美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 副理事長
田平麻子	滋賀県近代美術館主任学芸員
中久保満昭	あさひ法律事務所 弁護士
福島紳一朗	第8回滋賀県施設合同企画展実行委員長 近江学園児童指導員
松田圭隆	滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会 もみじ寮・あざみ寮 寮長
松村賢一	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会地域福祉部長
宮原 務	滋賀弁護士会高齢者・障害者支援センター委員長 草津法律事務所 弁護士
山田宗寛	滋賀県児童成人福祉施設協議会理事 信楽学園 園長

(五十音順、敬称略)

### 研究会開催経過

- ・ 第1回：平成23年 7月29日（金）

<現状と課題>

- ・ 第2回：平成23年 9月12日（月）

<「著作権と造形活動」の情報提供、意見交換>

- ・ 第3回：平成23年10月11日（火）

<中間報告のまとめ>

- ・ 第4回：平成23年12月13日（火）

<指針案の検討など>

- ・ 第5回：平成24年 3月16日（金）

<報告書の作成について>